

訂正情報

『起業5年目までに知らないと損する 節税のキホン』について、税制改正に伴う修正、また、以下のような誤植がございました。該当箇所については、3刷時に修正する予定です。お客さまにご迷惑をおかけしましたことを謹んでお詫び申し上げます。

2018年4月11日

正しくは以下ようになります。

◆P.37 8行目

【正】※「生産性向上設備投資促進税制」について、注釈を追加

*生産性向上設備投資促進税制は平成29年3月31日をもって終了しています。

◆P.51 図

【誤（改正前）】

中小法人の適用税率

所得の額		法人税率	事業税率 (所得割のみ)
下限	上限		
0	4,000,000	15.0%	3.4%
4,000,001	8,000,000		5.1%
8,000,001		25.5%*	6.7%

※中小法人該当 ※年間所得 2,500 万円以下

※法人税率は平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度、
事業税率は東京都の平成26年10月1日以降に開始する事業年度の分

※*の法人税率は、平成27年4月1日以降に開始する事業年度は23.9%に引き下げ

【正（改正後）】

中小法人の適用税率

所得の額		法人税率	事業税率 (所得割のみ)
下限	上限		
0	4,000,000	15.0%	3.4%
4,000,001	8,000,000		5.1%
8,000,001		23.2%	6.7%

※中小法人該当 ※年間所得 2,500 万円以下

※法人税率は平成 30 年 4 月 1 日以降開始事業年度、事業税率は東京都の平成 28 年 4 月 1 日以降開始事業年度の分

◆P.68 図

【誤（改正前）】

法人税の資本金額別の適用税率

法人分類	中小法人	中小法人以外
資本金の金額	1 億円以下	1 億円超
年 800 万円以下の部分	15.0%	25.5%*
年 800 万円超の部分	25.5%*	

※※の法人税率は、平成 27 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度は 23.9%に引き下げ

【正（改正後）】

法人税の資本金額別の適用税率

法人分類	中小法人	中小法人以外
資本金の金額	1億円以下	1億円超
年800万円以下の部分	15.0%	23.2%
年800万円超の部分	23.2%	

◆P.90 9行目

【正】※「建物は定額法が強制」について、注釈を追加

*平成28年4月1日以降に取得する建物附属設備及び構築物についても、定額法が強制されることになりました。

◆P.95 インパクト

【誤（改正前）】★★

【正（改正後）】★

◆P.95 最終行-P96 最終行

【誤（改正前）】

~~現在（2014年7月）の法人税法では、「建物」は定額法を適用することが義務付けられていますが、「建物附属設備」は定率法で償却計算できるからです。~~

~~また、~~建物の構造にもよりますが、一般的に建物附属設備のほうが建物よりも耐用年数が短いです。たとえば、鉄筋コンクリートのマンションの建物は47年ですが、エレベーターは建物附属設備（電気設備その他）で17年が適用できます。

したがって、先ほどご紹介した固定資産の節税ルールである「できるだけ短期間に定率法で損金計算できるようにする」という観点から、「建物の一部」を合理的な割合で「建物附

属設備」に振り替えると効率的です。

そうすれば、~~建物より短い耐用年数と定率法の適用をすることで~~、損金を増やすことができます。

【正（改正後）】

建物の構造にもよりますが、一般的に建物附属設備のほうが建物よりも耐用年数が短いからです。たとえば、鉄筋コンクリートのマンションの建物は47年ですが、エレベーターは建物附属設備（電気設備その他）で17年が適用できます。

したがって、先ほどご紹介した固定資産の節税ルールである「できるだけ短期間に損金計算できるようにする」という観点から、「建物の一部」を合理的な割合で「建物附属設備」に振り替えると効率的です。

そうすれば、建物より短い耐用年数を適用することで、取得当初の損金を増やすことができます。

◆P.169 10-11 行目

【正】※「生産性向上設備投資促進税制」について、注釈を追加

*生産性向上設備投資促進税制は平成29年3月31日をもって終了しています。

◆P.170 10 行目

【正】※「生産性向上設備投資促進税制」について、注釈を追加

*生産性向上設備投資促進税制は平成29年3月31日をもって終了しています。

◆P.209 8 行目

【正】※「生産性向上設備投資促進税制」について、注釈を追加

*生産性向上設備投資促進税制は平成29年3月31日をもって終了しています。

◆P.212 8 行目

【正】※「雇用促進税制」について、注釈を追加

*雇用促進税制は平成30年3月31日までに開始する事業年度まで適用されます。

◆P.214 9 行目

【正】※「所得拡大促進税制」について、注釈を追加

*所得拡大促進税制は平成30年4月1日以降に開始する事業年度から大幅に改正される予定です。最新の税制を確認するようにしてください。

◆P.219 図

【誤（改正前）】

法人税の軽減税率

区 分		改正前	改正後
適 用 関 係		H24.4.1 前開始事業年度	H24.4.1 から H27.3.31 まで の間に開始する 事業年度
の 普 な 通 い 法 社 人 団 等 人 格	中小法人 または人格の ない社団等	年 800 万円以下の部分	18%
		年 800 万円超の部分	30%
	中小法人以外の法人	30%	25.5%*
一般社団法人等 および公益法人等と みなされているもの	年 800 万円以下の部分	18%	15%
	年 800 万円超の部分	30%	25.5%*
公益法人等	年 800 万円以下の部分	18%	15%
	年 800 万円超の部分	22%	19%
共同組合等	年 800 万円以下の部分	18% (19%)	15% (16%)
	年 800 万円超の部分	22% (23%)	19% (20%)
	特定の共同組合等の 年 10 億円超の部分	26%	22%
特定医療法人	年 800 万円以下の部分	18% (19%)	15% (16%)
	年 800 万円超の部分	22% (23%)	19% (20%)

※*の法人税率は、平成 27 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度は 23.9%に引き下げ

【正（改正後）】

法人税の軽減税率

区 分			改正前	改正後
適 用 関 係			H28.4.1 以後 開始事業年度	H30.4.1 以後 開始事業年度
の 普 通 法 人 ・ 人 格 の な い 社 団 等	中小法人 または人格の ない社団等	年 800 万円以下の部分	15%	15%
		年 800 万円超の部分	23.4%	23.2%
	中小法人以外の法人		23.4%	23.2%
一般社団法人等 および公益法人等と みなされているもの		年 800 万円以下の部分	15%	15%
		年 800 万円超の部分	23.4%	23.2%
公益法人等		年 800 万円以下の部分	15%	15%
		年 800 万円超の部分	19%	19%
協同組合等		年 800 万円以下の部分	15% (16%)	15% (16%)
		年 800 万円超の部分	19% (20%)	19% (20%)
		特定の協同組合等の 年 10 億円超の部分	22%	22%
特定医療法人		年 800 万円以下の部分	15% (16%)	15% (16%)
		年 800 万円超の部分	19% (20%)	19% (20%)